

令和元年松前町条例第4号

松前町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年7月3日

松前町長 岡本 靖

松前町介護保険条例の一部を改正する条例

松前町介護保険条例（平成12年松前町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>2 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、300万円とする。</p> <p>5 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、500万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>2 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、300万円とする。</p> <p>5 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、500万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険</p>

料率は、同号の規定にかかわらず、23,850円とする。

7 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,390円とする。

8 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、46,110円とする。

料率は、同号の規定にかかわらず、28,620円とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第6項から第8項まで及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。